

ゼミ生会員登録制度に関する規程

第1条（目的）

本規程は、国際協力 NGO NESTEP（以下「当団体」）の事業「NESTEP ゼミ」のゼミ生会員登録について、必要な事項を定め、NESTEP ゼミの円滑な運営に資することを目的とする。

第2条（資格）

当団体の事業「NESTEP ゼミ」（以下「本サービス」）における特典利用のために登録を行った者を「ゼミ生登録会員」（以下「ゼミ生」）とする。

第3条（登録）

第1項 ゼミ生として登録しようとする者は、別に定める登録用紙にてゼミ生登録を行わなければならない。

第2項 ゼミ生は会員登録が完了した時点で、本規程に同意したものとみなし、本規程に従い、本サービスを利用するものとする。

第4条（学生証発行）

第1項 ゼミ生として登録しようとする者は登録時に学生証発行料を納入しなければならない。

第2項 事務局は学生証を発行しなければならない。

第3項 学生証の発行をもって登録完了とする。

第4項 学生証の有効期限は発行から一年とする。

第5条（変更）

ゼミ生は、氏名、メールアドレス、その他登録している内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を事務局に提出しなければならない。

第6条（更新）

ゼミ生は、学生証の有効期限を迎えた場合、有効期限から一カ月以内に、更新届を事務局に提出しなければならない。

第7条（退会）

ゼミ生は、退会を希望する場合、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会できる。

第8条（資格停止）

第1項 当団体は次の各号の一に該当すると判断した場合、ゼミ生の会員資格を停止することができる。

- (1) 当団体への届出内容に虚偽があった場合
- (2) 学生証の有効期限から一カ月、更新がされなかった場合
- (3) 届け出た電子メールで、ゼミ生との連絡が取れなくなった場合
- (4) 手段の如何に関わらず、当団体の運営を妨害した場合

(5) 本規程に違反した場合

(6) その他、当団体がゼミ生として不適格と判断した場合

第2項 当団体が前項の措置をとったことにより、当該学生会員がサービスを利用できなくなり、これにより当該ゼミ生に損害が発生したとしても、当団体は一切の責任を負わない。

第9条（禁止事項）

ゼミ生は本サービスの利用にあたって、以下に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会員情報など当団体へ虚偽の申請を行う行為

(2) 当団体の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為

(3) 他のゼミ生、もしくは当団体の権利を侵害、またはそのおそれのある行為

(4) 当団体または第三者に迷惑もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為

(5) 当団体の運営を妨害する行為、信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為

(6) その他、当団体が不適切と判断する行為

第10条（サービスの中止）

当団体は、ゼミ生に事前通知を行うことなく本サービスの全部あるいは一部を中止することができる。

第11条（免責事項）

第1項 ゼミ生が当団体、または他者に対して迷惑または損害を与えた場合、当該ゼミ生は自己の責任で問題・損害を解決するものとし、当団体は一切の責任を負わない。

第2項 ゼミ生は、当団体が定めた個人情報保護方針に同意するものとする。

第12条（当規約の変更）

当団体は、ゼミ生の上承を得ることなく本規程を変更・追加できるものとする。

変更後の規程は、WEBサイトに掲示した時点より効力を生じるものとする。

附則

1 この規程は、2016年4月1日より施行する。